

H24年度の建設機械の主な普及促進施策

建設機械については、その導入にあたり事業者の経済的負担を軽減するため、補助金・融資・税制といった補助制度が設けられています。特に環境性能に優れた建設機械や情報化が図られた機械機器については、普及促進のため、より広範な補助制度が設けられていますので、ご活用下さい。

補助金 (地球温暖化対策)

○ 平成24年度 特殊自動車における低炭素化促進事業

補助対象：ハイブリッドオフロード車等^(※)の新規導入（購入及びリース・レンタル）

対象者：ハイブリッドオフロード車等を導入する民間事業者

補助率：通常車両との価格差の1／2（上限130万）

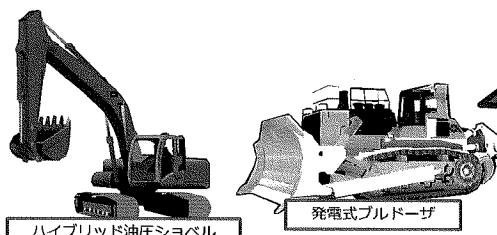
公募期間：平成24年7月17日(火)から8月3日(金) (参考URL) <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15145>

(※) オフロード法の基準適合表示が付されたものであって、次のもの。

① ハイブリッド機構を備えた油圧ショベルであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

② 発電式ブルドーザであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

低炭素型建設機械
の認定を受けた油
圧ショベル・ブル
ドーザであること



○ エコリース促進事業補助金制度

補助対象：ハイブリッド油圧ショベル^(※)のリース

対象者：ハイブリッド油圧ショベルのリース先となる個人事業主、中小企業、又は中堅企業

補助率：リース料総額の3%

補助金申込書類の受付期間：平成24年4月9日～平成25年3月1日まで

(参考URL) <http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/system-introduction/>

(※) 次の①及び②のいずれの要件にも該当するもの。

① オフロード法の基準適合表示が付されたもの

② ハイブリッド機構を備えた油圧ショベルであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

低炭素型建設機械
の認定を受けた油
圧ショベルである
こと



融資：日本政策金融公庫 (排出ガス対策、地球温暖化対策)

各環境対策型建設機械ごとに、右表のとおり、下記の利率で融資を受けることができます。

例) 中小企業事業の利率

基準利率：1.95%

特別利率①：1.55%

特別利率②：1.30%

特別利率③：1.05%

(いずれも10年超11年以内)

(参考URL)

<http://www.jfc.go.jp/c/jpn/search/27.html>

建設機械	超低騒音型・ 低振動建設機械	排出ガス対策 型建設機械 (指定制度)	オフロード法基準適合車	低炭素型 建設機械
貸付期間			15年以内	
貸付利率	基準利率	特別利率②	・特別利率② (19kW以上130kW未満) ・特別利率③ (130kW以上560kW未満の 2011年基準適合車) ・基準利率 (上記以外)	特別利率②
貸付限度			中小企業事業 7億2千万円 国民生活事業 7千2百万円	

融資：日本政策金融公庫（情報化施工機器）

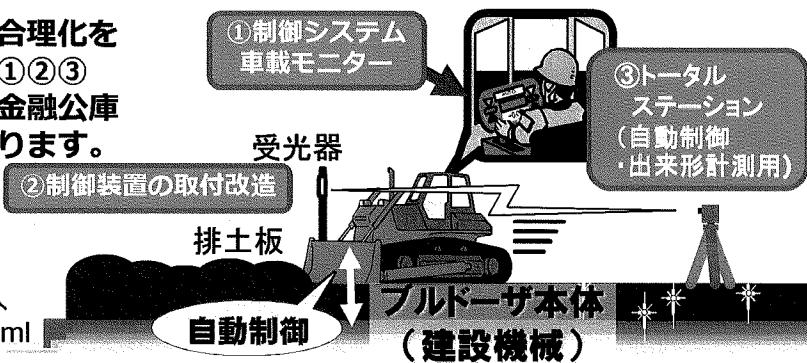
企業活力強化貸付制度（IT活用促進資金）

情報化施工により、施工の効率化、合理化を図る場合には、当該関連機器（右図①②③等）の購入、賃借の際、（株）日本政策金融公庫の低利・長期の融資制度の対象となります。

※本制度は情報化施工機器のみを対象としております

問い合わせ・ご相談（株）日本政策金融公庫へ
<http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/40.html>

（例）ブルドーザのマシンコントロールシステム



▶中小企業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）の建設業者であれば以下の額の範囲内でご利用可能です

直接貸付：7億2千万円、代理貸付：1億2千万円（民間金融機関による代理貸付）

▶長期固定の低利融資制度で、特別利率①を適用されます

※中小企業事業：1.15%（償付期間5年以内の場合、24年6月現在）

※国民生活事業：条件による

▶設備を賃借する場合もご利用可能です

税制：固定資産税（排出ガス対策）

対象：オフロード法2011年基準に適合（※）する固定資産税対象車の購入者
※少数特例を除く

対象



税率：固定資産税の課税標準を3年間、3／5に軽減

対象外



期間：19kW以上56kW未満：平成25年9月30日まで



56kW以上560kW未満：平成24年9月30日まで



税制：所得税、法人税（地球温暖化対策、建設機械全般）

グリーン投資減税

対象 ハイブリッド油圧ショベルを購入した者※1

中小企業投資促進税制

160万円以上の機械を購入した中小企業者等※1

税率 基準取得価額の7%の税額控除※2※3

又は 基準取得価額の30%特別償却※4

参考URL <http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/index.html>

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/213.htm
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2012/0403KaiseiToushi.htm>

※上表中の制度はいずれか1つのみ適用可能です。

※1：レンタル事業用機械は対象外となります。

※2：基準取得価額の7%または取得年度法人税額の20%のいずれか少ない方が適用されます。

※3：税額控除は中小企業者等のみ（中小企業投資促進税制は、資本金3千万円未満の中小企業等のみ）が対象となります。

※4：リース機械は特別償却を適用できません。

平成24年6月時点